

啓成小学校校舎等改築等工事基本設計業務

プロポーザル募集要領

令和元年7月30日

米子市教育委員会事務局教育総務課

目 次

1	目的	P 2
2	概要	P 2
3	本基本設計業務の内容	P 2
4	参加資格要件	P 2
5	参加申込手続	P 3
6	現地説明会	P 4
7	プロポーザル【技術提案】の提案課題	P 4
8	審査方法等	P 4
9	質問の受付	P 6
10	本基本設計業務の委託契約	P 6
11	著作権及び工業所有権等	P 6
12	その他	P 7
13	問合せ先	P 7

1 目的

本事業は、啓成小学校校舎等改築等工事の基本設計業務を実施するにあたり、適切な技術力及び創造力を有する者を設計者として選定することを目的とする。

2 概要

(1) プロポーザルの名称

啓成小学校校舎等改築等工事基本設計業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 本プロポーザルの内容

本プロポーザルは、啓成小学校校舎等改築等工事の基本設計業務（以下「本基本設計業務」という。）に係る企画の提案である。

(3) 予算額

本基本設計業務の予算額は、3,930万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、これを上回る価格の提案は、受け付けない。

(4) 概算総事業費

啓成小学校校舎等改築等工事（以下「本工事」という。）に係る概算総事業費（基本設計、地質調査、実施設計、及び施工業務等）は、約32億円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(5) 履行期間

契約の締結日から令和2年3月31日まで

(6) 本工事に係るスケジュール（予定）

実施設計 令和2年5月から令和3年2月まで

施 工 令和3年6月から令和7年3月まで

3 本基本設計業務の内容

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、資料1「業務委託概要書」に示された水準を、効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を発揮して提案を行うこと。

なお、本工事の目的と矛盾しない限りにおいて、資料1「業務委託概要書」に示されていない部分について安全性又は効率性を向上させるような提案があれば、市は、その具体性及びコストの適切性に基づいて、これを適切に評価する。

また、資料1「業務委託概要書」において市が具体的な仕様等を定めている部分についても、市は、その仕様と同等又はそれ以上の性能を有し、かつ、本工事の目的と矛盾しないことを参加希望者が明確に示した場合に限り、代替的な仕様の提案を認めるものとする。

なお、参加希望者は、「啓成小学校校舎等改築等工事に係る基本的な考え方」（資料2）を参考に提案を行うこと。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市長が定める令和元年度米子市建設工事（測量等業務）入札参加資格者名簿に登録区分が建

築士で登録されている者のうち、格付されている業者又は米子市内に本店がある業者によって自主結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の代表者（以下単に「代表者」という。）が次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

ア 一級建築士を4人以上配置していること。

イ 平成16年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、延べ床面積の合計が1,000平方メートル以上の学校施設又は保育施設の建築設計業務の基本設計又は実施設計の業務（以下「同種業務」という。）に係る契約を履行した実績があること。

同種業務実績がない場合は、平成16年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、延べ床面積の合計が1,000平方メートル以上の庁舎、福祉施設その他の公共施設の建築設計業務の基本設計又は実施設計の業務に係る契約を履行した実績があること。

ウ 本基本設計業務に次に掲げる要件のすべてを満たす一級建築士を担当技術者（以下「配置予定技術者」という。）として配置することができること。

(ア) イの設計業務に従事した実績を有していること。

(イ) 一級建築士として5年以上建築設計の業務に携わった経験を有していること。

(ウ) 代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、本プロポーザルへの参加を申し込む日以前3か月以上前から継続しているものをいう。）にあること。

エ 最も大きな出資比率を有していること。

(3) 各構成員（共同企業体の代表者を含む。）が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 出資比率を20パーセント以上保有していること。

ウ 本プロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 本プロポーザルへの参加の申込み時点において米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置（以下単に「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

5 参加申込手続

参加希望者は、次に掲げるところにより本プロポーザルへの参加の申込みをすること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 参加申込者概要書（様式第2号）

ウ 啓成小学校校舎等改築等工事基本設計業務特定設計業務共同企業体協定書（様式第3号）の写し

(2) 提出場所

郵便番号 683-8686

米子市東町161番地2 米子市役所第2庁舎内

米子市教育委員会事務局教育総務課

電話番号 0859-23-5421

(3) 提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。なお、提出書類は、(1)に掲げる順につづり（ホッチキス留め可）、正本（押印をしたもの）1部及び副本6部を提出すること。

(4) 提出期限

令和元年8月9日（金）午後5時まで（必着のこと。）

6 現地説明会

実施しない。

7 プロポーザル【技術提案】の提案課題

本プロポーザル【技術提案】の提案課題は、「基本事項」と次の3項目の「特定テーマ」とする。提案にあたっては、資料2「啓成小学校校舎等改築等工事に係る基本的な考え方」を踏まえ、作成すること。

(1) 基本事項

ア 基本的な考え方（基本コンセプト）

イ 業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、業務の工程、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等

(2) 特定テーマ

ア テーマ① 地域に愛される学校施設及び保育施設の提案について

(ア) 景観に配慮し、児童や地域住民が親しみを持てる学校施設及び保育施設の提案

(イ) 県産材を活用し、地場産業の活性化を図る提案

イ テーマ② 長期的利用が可能な学校施設及び保育施設の提案について

(ア) 改修整備を行いやすい施設の配置計画の提案

(イ) 将来の教育活動の変化に対応可能な室の区画及び仕上げ等の提案

ウ テーマ③ 敷地の効率的な活用の提案について

(ア) 小学校と保育園は別棟とする提案

(イ) 小学校と保育園の連携及び地域住民との交流を推進するため、当該施設に共用スペースを併設する提案

(ウ) 小学校プールの改築を行い、グラウンドその他の敷地の有効活用を図る提案

(エ) 動線について、児童及び園児の安全を最大限配慮した提案

エ テーマ④ その他の提案について（任意）

8 審査方法等

(1) 一次審査の実施

ア 審査方法

5により提出された書類について、4に定める参加条件を満たしているかどうかの審査を行い、一次審査合格者を決定する。

イ 結果通知

一次審査の結果については、参加希望者全員に通知する。なお、非選定となった場合には、その理由も併せて通知するものとし、非選定に係る通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）がある場合においては、当該休日等を除く。）以内に、書面（様式は任意）により、その理由について説明を求めることができる。

(2) 二次審査の実施

一次審査の合格者は、次に掲げるところにより二次審査を受けることができる。

ア 提出書類

(ア) 本業務実施方針及び各テーマ（①～④）についての企画提案書（様式第4号-1～7）

(イ) 価格提案書（様式第5号）

イ 提出場所

参加申込書の提出場所と同じ

ウ 提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。なお、提出書類は、アに掲げる順につづり（ホッチキス留め可）、正本（押印をしたもの）1部及び副本6部を提出すること。

エ 提出期限

令和元年8月23日（金）午後5時まで（必着のこと。）

オ 審査方法等

ヒアリング（プレゼンテーション）を令和元年8月27日（火）に実施した上、啓成小学校校舎等改築等工事基本設計業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、資料3「啓成小学校校舎等改築等工事基本設計業務プロポーザル審査項目」に基づき採点を行う。なお、ヒアリングを実施する時間、場所等は、一次審査の合格者に対し、別途、通知する。

カ 最優秀案等の選定

二次審査の結果、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、審査の結果によって、優秀案及び最優秀案を選定しない場合がある。

キ 結果の通知

審査の結果については、二次審査の参加者全員に通知する。なお、非選定となった場合には、その理由も併せて通知するものとし、非選定に係る通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（その期間中に休日等がある場合においては、当該休日等を除く。）以内に、書面（様式は任意）により、その理由について説明を求めることができる。

(3) 評価委員会

評価委員会は、学識経験者及び関係職員により構成するものとし、その委員は、次に掲げる

とおりである。

錦 織 孝 二	米子市都市整備部長
細 田 智 久	島根大学総合理工学部建築デザイン学科教授
前 原 勝 樹	独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校建築学科教授
松 下 強	米子市教育委員会事務局長
湯 澤 智 子	米子市福祉保健部こども未来局長

9 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 質問方法

質問事項を記載した質問書（様式は、任意とする。ただし、連絡先として、会社名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。）を電子メール及びファクシミリで送付すること。

(2) 質問書送付先

米子市教育委員会事務局教育総務課

電子メール kyouikusoumu@city.yonago.lg.jp

ファクシミリ 0859-23-5413

(3) 質問受付期限

ア 参加申込手続について 令和元年8月 5日（月）午後5時

イ 二次審査について 令和元年8月16日（金）午後5時

(4) 質問への回答

次に掲げる期日に、米子市ホームページにおいて掲載する。なお、質問がない場合又は質問の内容が軽易である場合は、掲載しないものとする。

ア 参加申込手続について 令和元年8月 7日（水）

イ 二次審査について 令和元年8月20日（火）

10 本基本設計業務の委託契約

市は、8により選定された最優秀案の提案者と本基本設計業務に関する契約の締結に係る交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、8により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提案者と当該交渉を行う。

11 著作権及び工業所有権等

(1) 提案事項の利用

8（2）ア（ア）の提案書を提出した者（以下「提出者」という。）は、市に対し、当該提案書により提案した事項（以下「提案事項」という。）が、次に掲げる方法により利用されることを承諾するものとする。

ア 当該提案事項を利用して本工事の実施設計又は工事を行うこと。

イ アのために必要な範囲において、市自らが当該提案事項を複製し、若しくは翻案、変形、

改変その他の修正をすること、又は市が委託した第三者をして当該提案事項を複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(2) 工業所有権等の明示

提案事項に提出者以外の者が所有する著作権又は工業所有権等が含まれる場合においては、その旨を当該提案書に記載すること。

1.2 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加希望者の負担とする。
- (2) 審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められた場合は、当該行為を行った者は、本プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提案された内容がこの要項に定める条件を極端に逸脱している場合は、当該提案を無効とする場合がある。
- (4) 提案事項は、未発表のものに限る。
- (5) 原則として、提出された提案書その他の書類は、返却しない。
- (6) 提出された提案書その他の書類は、選定に係る作業に必要な範囲において複製する。
- (7) 提出期限後における提案書の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (8) 提案書その他の書類に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (9) 配置予定技術者は、原則として、変更することができない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、この限りでない。
- (10) 参加申込後に構成員が指名停止措置を受けた場合は、本基本設計業務に関する契約を締結しない。

1.3 問合せ先

郵便番号 683-8686

米子市東町161番地2 米子市役所第2庁舎内

米子市教育委員会事務局教育総務課

電話番号 0859-23-5421

ファクシミリ 0859-23-5413

電子メール kyouikusoumu@city.yonago.lg.jp